

4 5 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集方式により、本年度分の提案が地方から提出されたところであるが、これらの提案については、内閣府に設置された地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
- (3) 第5次一括法等により移譲等される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
また、本年1月に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、引き続き検討するとされたハローワーク等については、政府全体として適切なフォローアップを実施し、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めること。
- (4) 法令による義務付け・枠付けの見直し等について、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組に改めていくため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、より抜本的に条例制定権を拡大するための方策について検討を進めること。
- (5) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。地域のことは自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。
- なお、昨年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地方分権の推進は、地方創生において極めて重要なテーマである」とされている。

- 国は、昨年、従来の委員会勧告方式に替えて、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入した。
 今年は、3月下旬から6月上旬にかけて地方からの提案が募集されたところである。
- 昨年の「提案募集方式」の結果、本年1月30日に、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、地方からの提案535件のうち、263件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、194件が「実現できなかったもの」などとされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」のうち、法律改正事項については、第5次一括法等で措置される。
 また、「提案の趣旨を踏まえ対応」とされた中には、ハローワークなど引き続き検討を行うとされたものもあり、実質的には提案の実現に至らなかったものが多数含まれている。
- 昨年5月に成立した第4次一括法等による権限移譲では、国からの財源措置の内容が不明確であるとともに、政省令の整備が施行期日の前日となり、地方自治体の準備期間が確保されないなどの事例が見られた。また、国と地方の役割分担を明確にして、社会を巡る状況変化に対応することが重要である。なお、道路においては、直轄国道の地方への移管に向けた権限移譲の協議を適切に進めるとともに、国際拠点空港と高規格幹線道路を直結する道路など、国が責任を持つべき道路の直轄編入等を含め、直轄事業のあり方について必要な見直しを行うべきである。
- 地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組みを確立することが必要である。
- 道州制については、与党において、道州制基本法の議論が進められていることに加え、経済界においても、道州制実現に向けた積極的な提言・アピールが行われている。
 本県知事を含む有志の首長による「道州制推進知事・指定都市市長連合」では、昨年12月の衆議院議員総選挙にあたり、道州制を推進する方針を政権公約に明記することなどを各政党に要請している。

(参 考) 地方分権改革の動向

19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
	4/1	5/28	11/9	4/28	8/26	6/7	5/28	1/30	6/19
	地方分権改革推進委員会発足	第1次勧告	第4次勧告	「第1次一括法」成立	「第2次一括法」成立	「第3次一括法」成立	「第4次一括法」成立	等に平成26年地方分権改革に関する対応方針から閣議決定	「第5次一括法」成立
		【第1次勧告】 ・重点行政分野の抜本的見直し ・基礎自治体への権限移譲	【第2次勧告】 ・義務付け・枠付けの見直し ・国の出先機関の見直し						
		【第3次勧告】 ・義務付け・枠付け見直しの具体的措置 ・国と地方の協議の場の法制化	【第4次勧告】 ・地方税財政制度改革		【第1次一括法】⇒分権計画を受けて ・義務付け・枠付けの見直し(41法律の改正)	【第2次一括法】⇒戦略大綱を受けて ・義務付け・枠付けの見直し(160法律の改正) ・基礎自治体への権限移譲(2法律の改正)	【第3次一括法】⇒第3次見直し、第4次見直しを受けて ・義務付け・枠付けの見直し(72法律の改正) ・基礎自治体への権限移譲(2法律の改正)	【第4次一括法】⇒事務・権限移譲の見直し方針を受けて ・国から地方への事務・権限移譲(43法律の改正) ・県から指定都市への事務・権限移譲(25法律の改正)	【第5次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等(12法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(8法律の改正)